

平成二十五年十一月一日受領
答 弁 第 二 二 四 号

内閣衆質一八五第二四号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出J R北海道の度重なる不祥事に対する政府の認識に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出 J R 北海道の度重なる不祥事に対する政府の認識に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

輸送の安全の確保は公共交通機関としての基本的な使命であり、輸送の安全を損なう事態があつてはならないと認識している。国土交通省においては、従来から、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。以下「法」という。）等に基づき、北海道旅客鉄道株式会社（以下「J R 北海道」という。）を指導監督しているところであるが、J R 北海道における輸送の安全を確保し、利用者の安心を確保するため、鉄道事業等監査規則（昭和六十二年運輸省令第十二号）第七条に基づき平成二十五年九月以降 J R 北海道に対して実施した保安監査（同規則第三条第一号に規定する保安監査をいう。以下同じ。）の結果の整理・分析等を踏まえ、引き続き適切に対処してまいりたい。

三及び六について

国土交通省としては、J R 北海道の経営基盤の強化等を支援しており、具体的には、J R 北海道に対し

て、法第十二条に規定する経営安定基金の運用収入に加え、平成二十三年度には、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第四条の規定に基づき独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が発行する特別債券の引受けによる利子収入が得られる措置を講ずるとともに、同法附則第五条の規定に基づく機構の助成金等として、十年間で総額六百億円の支援を行うこととしたところである。

なお、これらの支援等により、JR北海道は、平成二十五年三月期の子会社を連結しない単体の決算及び連結決算において、それぞれ約九億円及び約七十三億円の経常利益の計上を行っているところである。

四及び五について

国土交通省においては、JR北海道に対して、平成二十五年九月以降、保安監査を二回実施しており、御指摘のような「社員同士の円滑なコミュニケーション」の有無、軌間の変位量がJR北海道の定める基準値を超過していたことが見過ごされていた背景等を含め、JR北海道における輸送の安全の確保に係る実態について、現在、整理・分析を行っているところである。